

1月22日(日) 投票日

(投票時間 午前7時～午後8時)

「小松島市長選挙」は1月15日告示され、1月22日に投票が行われます。

私たちの代表として市政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく必ず投票しましょう。

投票できる人

【年齢要件】平成11年1月23日以前に生まれた人

【住所要件】平成28年10月14日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる人

※法律により選挙権を停止されている人は除きます。

※投票日までに市外に転出した人は投票所入場券が届いても投票ができません。

投票所入場券は告示日から郵送

投票所入場券は、告示の日から郵送します。

投票日まで大切に保管し、投票当日に投票所へご持参ください。投票所入場券を紛失した人は、投票日に投票所受付へ申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば、本人確認により投票することができます。

郵便による投票(事前登録)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため外出が困難な方は、障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえ、自宅で投票し郵便等により投票用紙を送ることができます。

不在者投票制度を活用

期間中に投票に行くことができない場合は、小松島市選挙管理委員会に直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求し、滞在地の市町村選挙管理委員会で行う「不在者投票制度」が活用できます。不在者投票は、手続きに時間がかかりますのでお早めに請求してください。

期日前投票は1月16日(月)～21日(土)まで

市役所4階会議室で受付(午前8時30分～午後8時まで)

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

- 職務や業務に従事する場合
- 何らかの用事がある投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- 病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合

※期日前投票ができるのは選挙の告示日の翌日からです。

※投票所入場券をご持参ください。(投票所入場券は告示日から発送します)

期日前投票所にお越しになる日までにお手元に届いていないときは、投票所受付にお申し出ください。本人確認により投票できます。

※市役所庁舎南棟耐震工事のため、大変ご迷惑をおかけしますが、4階会議室にて期日前投票所を開いています。来所の際はエレベーターをご利用ください。